原判決を破棄する。 被告人を懲役一年に処する。

但し、この裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用中、原審における証人A(昭和四二年―月一日およひ同四四年七月三一日の二回)、同Bに各支給した分を被告人の負担とする。

本件起訴状記載の公訴事実第一の窃盗の点につき被告人は無罪。

理中

本件控訴の趣意は、弁護人寺井俊正名義および同寺井俊正、同青木正芳共同名義の各控訴趣意書記載のとおりであるから、いずれもこれを引用する。

寺井弁護人の控訴趣意第一および寺井、青木両弁護人の控訴趣意第一点 (原判示 第一の事実についての法令適用の誤り) について。

各所論は要するに、原判決は、原判示第一において、被告人が、C所有のロンバート・チェーンソーー台を窃取した事実を認定し、窃盗罪に問擬しているのであるが、被告人は、従前同人から意地悪をされた腹いせに右物品を海中に投棄する意思をもつて、同人方から持ち出し、これを海中に投棄したものであつて、不法領得の意思を欠き窃盗罪にはならない旨主張する。

よつて審按するに、原審における被告人の供述記載、被告人の司法警察員(昭和四二年二月四日付、窃盗被疑事件についてのもの)および検察を各供述述書、司法警察員作成の同日付捜査報告書に当審の検証調書を参酌れたり、スクリ出書、の数年前から浜にあげていた動力船の煙突から水を入れられたり、スクリ船である。との仕返しのため、原土間からの日のであると思いこみ、その仕返しのため、原土間からでもした者はCやその兄口であることを察知し、一台を海中に投棄に行きいて、日ンバート・チェーンソー(動力のメートル西方の福浦港海にの海中に出たったの大方と反対方向の約一五〇メートル西方の高目的、たまで、大方と反対方向の約一五〇メートルである。原判決は、弁護人の主張に対する判断の項において、被告人に出して、概ね右の事実とその担たが認められる。原判決は、弁護人の主張に対する判断の項において、被告人には他人の財物につき自ら所有者として振舞う意思があったことを説示している。

〈要旨第一〉しかし、窃盗罪の構成要件としての不法領得の意思とは、権利者を排除し、他人の物を自己の所有物と同様に⟨/要旨第一⟩その経済的用法に従いこれる用しまたは処分する意思をいうものであることは累次の判例の示すところ「三郎を記して、これである。とは累次の判例の示すところである日本では、大正四年五月二一日大客に判決――刑録ニー輯六六三頁、「経済的用法に従ろで三日村子の所有者であれば一般にするような、または処分する意思」とは、物の所有者であれば一般にするような、またににはの所有者であれば一般にするような、またには、従してするような、その物の本来の用途にからでは、従しずるといるがの形において経済的に利用もしくは処分する意思をががしたがある。これを本件についてみれば、その物の本来の用途であるの中とのがある。これを本件についてよいまする場合を排除するとしのの中との中とがある。市はないのである。前掲ないのである。前掲を表表である。前掲を表表である。前掲表には、で変にないましたに過ぎるとは、で変にないましたに過ぎるとは、で変には、で変には、で変には、で変には、で変には、である。では、では、というべく、のというべく、のというである。には、というである。前掲決に影響を見いては、のでは、おいというべく、原判決がである。では、おいというである。を発表には、対しているを発表には、のでは、というには、対しているを発表しているを発表しているを発表しているを発表しているを発表しているを発表しているというには、対しているというには、対しているというには、対しているとは、対しないのでは、対しているとは、対しないのでは、対しないるとは、対しないのでは、対しないのでは、対しないるには、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないるには、対しないるには、対しないるはないるは、対しないるはないるはないるはないるはないるはないる。といるはないるはないるないる。といるはないる。といるはないるはないる。といるはないるないる。といるはないるないるはないる。といるないるはないる。といるないるないるはないるないる。といるないるないる。といるないるないるないるないる。といるないるないるないるないる。といるないるないるないるないる。といるないるないるないるないるないるないるないる。といるないるないるないる。といるないるないるないる

・ 寺井弁護人の控訴趣意第二および右両弁護人の控訴趣意第二点(原判示第二の事 実についての法令適用の誤り)について。

寺井弁護人の所論は、原判決は、原判示第二の事実につき有罪としたが、被告人が本件火薬類の所持を始めた時において、既遂に達したものであるからすでに公訴の時効が完成していると主張し、寺井、青木両弁護人の所論は、要するに、被告人は、本件火薬類を都道府県知事の許可なく違法に譲り受けたものであつて、火薬類取締法一七条、五九条四号に該当し、その後の所持は不可罰的事後行為として同法二一条違反にはならないから無罪たるべきてあり、仮に本件行為を同法一七条、五

九条四号に問擬するならば、公訴の時効が完成したから免訴の言渡をなすべきであると主張する。

用した原判決は正当である。各論旨は理由がない。 寺井弁護人の控訴趣意第三、第四および右両弁護人の控訴趣意第三点(原判示第 三の事実誤認)について。

寺井、青木両弁護人の所論は、要するに、原判決は、原判示第三において、被告人のダイナマイト使用に関する本件所為につき、爆発物取締罰則一条を適用しこの点をも有罪としたが、本件ダイナマイトは爆発する性能を失つていたから、爆発物を使用したと認定した原判決には、事実誤認があると主張するのであり、寺井弁護人の所論は、右のほか、さらに、被告人は原判示のAをびっくりさせるために本件ダイナマイトを薪に仕掛けたに過ぎず、傷害の目的がなかつたから、爆発物取締罰則一条の目的を欠くものであるのに、原判決は傷害の目的を認定した点においても事実誤認があると主張する。

よつて、まず、寺井弁護人の右後者の所論について検討するに、原審における被告人の供述記載中には、なるほど論旨に沿う趣旨の記載はあるが、しかし、記録を調査すると、原審第三回公判廷において、原審弁護人の取り調べに異議がない旨の意見により取り調べを了した被告人の司法警察員に対する前記昭和四二年一月二一日付供述調書によれば、被告人は、本件ダイナマイトおよび雷管を薪に仕掛けて右B方の薪置場に置いてそれをストーブにたかせ爆発させて右Bをけがさせてやろうと考えたことが認められるから傷害の目的があつたものというべく、所論は採るを得ない。

て、その新品のものは一般に使用されている軍用爆薬よりもさらに爆発威力がある ものであることが認められる。ところで、本件ダイナマイトの経過年数および被告 人の貯蔵状況は前示のとおりであるところ、原審鑑定人K作成の鑑定書および原審 証人Kに対する尋問調書によれば、一般的にダイナマイトは貯蔵条件の変化に伴な ニトログリセリンの浸出変化、自然分解による変敗の現象(変化)が考え られ、老化現象により爆発性能特に爆発速度の低下が起るものとされており、綿薬 やニトログリセリンなどのいわゆる硝酸エステル類は、自然分解を行なう本性を持 ち、常温においてさえもかなり顕著に分解し、温度の上昇に伴なつてその分解速度 を急増するといわれ、これを基剤とするダイナマイト類もまた、本質的に自然分解 または変敗を避け難いとされ、本件ダイナマイトの経過年数、貯蔵の状況などを考 慮すれば、桜ダイナマイトの本性を失つているものと考える。というのである。し かも、右K証人の尋問調書によれば、火力により雷管自体が破裂して飛散することが考えられ、その際の音はそれが一、二本であれば、自動車のタイヤのパンク程度 であるというのであるが、Lの司法警察員に対する供述調書ならびに当審証人Lの 供述によれば、本件事故時、A方と道路を距てた筋向いのM方にいた右Lが聞いた 音は、ドシンまたはポコンというあまり大きくないものであつたというのである。 また本件爆発によるストーブの破壊の程度について見ると右Lの司法警察員調書、 当審におけるL証人の供述および司法警察員作成の実況見分調書添付写真一三、 四葉によれば、本件の円筒形の薄鉄板製の薪ストーブは立つたままであり、たき口 の扉が曲り、たき口付近が底部と離れた程度(もつとも原審(第二回)証人Aの供 述記載およびAの司法警察員に対する供述調書によれば、同人がストーブに薪五本を入れたき口を閉めたが、内部でシューと異様な音がしたためたき口の扉を開けていた際爆発したことが認められる。)(なお、前記L証人の供述するところによれば、ストーブの上部の五枚ぐらいの輪の一、二枚が取り外されてストーブの脇に置 かれ、ストーブの上部にはやかんが載せられたまま約四八度に傾いていたというの である。)で、ストーブの横の外周には異常がなかつた程度であることが認められ るのである。また、原審鑑定人N作成の鑑定書(原審第一〇回証人Aの供述記載に よれば、ストーブは三年で取り換えるところ、本件事故当時のストーブは購入してから二年ぐらい経過していたものであることが認められるのに、同鑑定人の鑑定は、原審証人Nの供述記載によれば、新品のストーブを用いたものであることが認められるが)によれば、本件爆発は電気雷管だけによるものではなく、同時に少量 の他の火薬類(例えばダイナマイト)も爆発したものと推定される、というのであ

を科しているから、全部の破棄を免れない。 よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条、三八二条により原判決を破棄し、 同法四〇〇条但し書により、さらに次のとおり判決する。

原判決が適法に認定した原判示第二の事実は、火薬類取締法二一条、五九条二号に、同第三の事実中各傷害の点は、いずれも刑法二〇四条、罰金等臨時措置法三条一項に各該当するところ、同第三の事実中各傷害の罪は観念的競合の場合であるから、刑法五四条一項前段、一〇条により、犯情最も重いと認めるAに対する傷害罪

の刑に従い、以上各罪につき所定刑中いずれも懲役刑を選択し、以上は、同法四五 条前段の併合罪であるから、同法四七条本文、一〇条により重い傷害罪の刑に同法 四七条但し書に従つて法定の加重をなした刑期範囲内において、被告人を懲役一年 に処し、なお、本件各被害者との間に調停が成立し、それぞれ相応の慰藉料を支払 つたこと、被告人には前科がないこと、その他被告人の年齢、家庭の情況等諸般の 情状を考慮のうえ、同法二五条一項により、この裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予し、訴訟費用については、刑事訴訟法一八一条一項本文を適用して、主文

第四項掲記の分を被告人に負担させることとする。 本件起訴状記載の公訴事実第一は、被告人は、 [ّ]「昭和四一年八月下旬ころ、下北 郡a村大字c字de番地C方において、同人所有に係るロンバート・チェーンソー 一台(時価一五八、〇〇〇円相当)を窃取した」というのであるが、すでに認定し たとおり、単に仕返しのため海中に投棄する目的をもつて、これを同人方から持ち 出し、投棄したものであつて、窃盗罪における不法領得の意思は認められず結局犯 罪の証明がないことに帰するから、刑事訴訟法三三六条により無罪の言渡をなすべ きものとする。

なお、本件起訴状記載の公訴事実第三のうち被告人がAの身体および財産に加害する目的をもつてダイナマイトを使用したとの点は、すでに認定したとおり、本件 ダイナマイトはその本来の性能をほとんど失つていたものと認められるから、爆発 物取締罰則一条にいわゆる爆発物には該当しないものというべく、結局犯罪の証明 がないことに帰するが、右の事実と傷害の事実とは観念的競合の場合に当るから、 主文において、無罪の言渡をしない。 よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 山田瑞夫 裁判官 阿部市郎右 裁判官 大関隆夫)